

Jump 井坂しんや

E-mail [CQW23040@nifty.ne.jp](mailto:CQW23040@nifty.ne.jp)  
 ブログ <http://isaka.jcpweb.jp/>



# 県財政を変えれば、住民要望実現します



円も多くなっています。この5年間だけでも、約1061億円以上も多く返済をしており、このお金は、本来一般の施策や事業に使えるお金です。

私は借金の返済額は国の財源措置額と同様にするよう求め、知事は今後検討するとの答弁でした。

この他に、県には基金(貯金)が多くあります。財政調整基金556億円。県債管理基金の一般会計分508億円。合わせると1064億円です。これらの財源を住民要望の実現に活用すべきです。

## 医療費助成制度の拡充を

小児医療費、重度障がい者医療費、ひとり親医療費の助成は県と市町村が協調して行っています。

しかし、県の財政支援が非常に弱いため、県内市長会や町村会から拡充の要望が出されています。

小児医療費助成制度では、県は対象年齢を就学前まで、1回200円の自己負担を求めています。

しかし、市町村は住民の要望を受けて制度の充実を図り、2018年度では、対象年齢が小学校6年生までが9市町。中学校3年生までが24市町村となっています。また、自己負担を求めているのは、横浜・川崎・相模原・茅ヶ崎市のみで29市町村は自己負担を求めています。

県の小児医療費助成の予算額は約40億円。住民の要求実現にがんばっている市町村を応援すべきです。

## 重度障がい者医療費助成

重度障がい者医療費助成は、県が2008年以降に65歳以上の新規の重度障がい者を対象からはずし、所得制限を設け、一部負担金の徴収を打ち出した後も市町村はできるだけ住民の負担にならないように頑張っています。それでも徐々に年齢

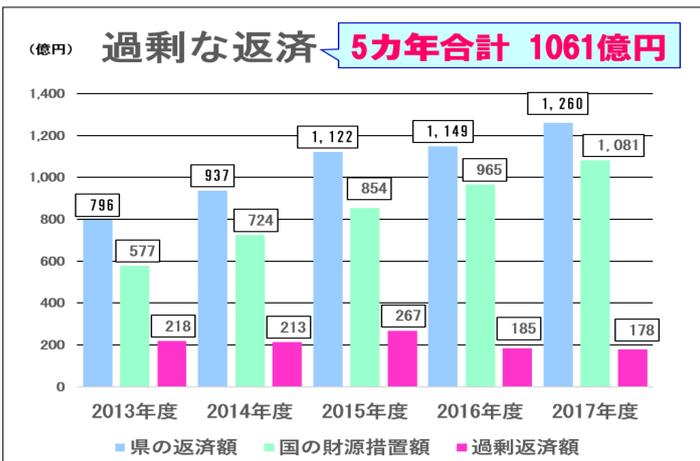
## 住民要望実現の財源はある

前号でお伝えした代表質問の続きです。

代表質問では、さまざま住民からの要望を実現するための財源についても論議を交わしました。

自治体には、国に変わって借金をしている臨時財政対策債というものがあります。その借金の返済は国が財源措置をすることになっていますが、県は国の財源措置以上に借金返済を行っています。

2017年度の国が示した財源措置額は約1081億円。県の実際の返済額は約1260億円。約178億



制限を導入する市町が増え、2018年度では21市町が年齢制限を導入しています。この制度の縮小の影響は大きく、制度改定前の2007年度は県の補助額が72億円だったものが、2017年度決算では約50億円と大幅に減り、市町村と障がい者に大きな負担を与えています。

重度障がい者医療費助成制度は、1972年に県が全額補助する制度として開始されたことも考慮すると県が負担を市町村に押し付けている状況です。県は市町村と一緒に、住民の要望に応えるべきです。

知事は、医療費助成制度は、全国統一の制度とするよう国に要望すると応えただけで、制度を充実しようとする気はまったくありませんでした。

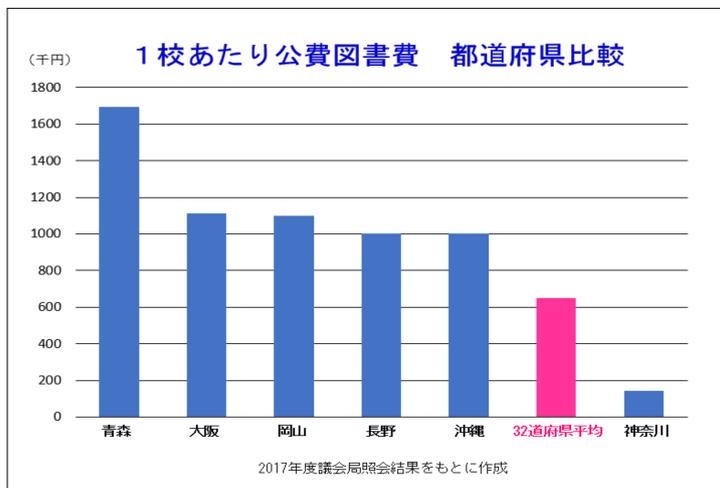
## 県立高校の図書費の増額を

2月22日には、日本共産党の藤井克彦(相模原市南区)議員が一般質問を行いました。

神奈川県は、一人あたりの教育予算が全国47位と最下位となっています。

その顕著な例が、県立高校の図書費が少ないことがあげられます。

2018年度の県立高校図書館図書整備費は1校あたり14万1000円で予算額は2038万7000円となっています。他の都道府県では、青森169万9000円、岡山110万円、沖縄100万円など、100万円以上の県が5県。図書購入の予算が「有る」と答えた32道府県の平均額は約65万円で、神奈川県の図書費予算額は極端に少ない状況です。



一方で、各学校では「PTA 図書費」が徴収されています。2018年度では135校が1年生から徴収し、最高額が4200円、最低額が1200円、平均額

が2182円という状況です。135校での総額は約2億5000万円と推計されます。

もっと県立高校の図書費を増額し、必要な図書を購入できるようにするべきと迫りました。

教育長は、2019年度予算案では1校あたり2万5000円増の16万6000円と増額したことを明らかにし、必要な予算については確保していくとの答弁でした。

積極的ではないにしろ予算を増額したことは大切ですが、まだまだ充実が求められます。

## 県営住宅の修繕の促進を

日本共産党議員団は、これまで県営住宅の空き家が増えている原因として老朽化などがあり、建て替えと修繕を促進するよう求めてきました。

県営住宅の古い住戸は浴槽と給湯設備の設置と撤去が入居者の負担とされており、入居者にとって大きな負担となっています。

東京都住宅供給公社は、一般賃貸住宅について風呂釜・給湯設備は公社の負担で取り替えるように改めました。浴槽給湯設備が民間賃貸住宅の一般的な付属設備となっており、居住の安定確保、居住ニーズへの対応の観点から公社側の負担としたと説明しています。

また、神奈川県住宅供給公社の賃貸住宅についても浴槽給湯設備は公社の負担で取り替えており、県営住宅についても同じようにするべきと知事に迫りました。

知事は、入居者の負担をなくすために建替いを推進すると答弁しましたが、すべての古い住宅の建替えには時間がかかり、すぐできるわけではありません。建替いを促進しながらも、住民の負担軽減のために県としての対応が必要です。

## 修繕負担区分の見直しを

2017年の民法改正で、借主に責任のない通常使用による損耗や経年劣化などについては、原状回復義務がないことが明記されました。

この民法改正を受けて、UR都市機構はこれまで借り主負担としてきた81項目の約8割をUR負担として借主の負担を大幅に軽減しました。

県営住宅についても借り主負担を軽減する方向での見直しを検討するよう求めました。